

報道発表資料  
平成27年8月14日  
新潟地方気象台

## 旧二王子岳無線ロボット雨量観測所跡地における空気湿電池の投棄について

新潟地方気象台は、新潟県新発田市田貝字田貝山（たがいやま）に設置していた旧二王子岳無線ロボット雨量観測所において、昭和42年まで無線ロボット雨量計による観測を実施していました。無線ロボット雨量計は、電源に空気湿電池を使用しておりましたが、この空気湿電池が同観測所跡地周辺に19個投棄されていたことを確認しました。

空気湿電池の電極には、少量の水銀が使用されていたことから、観測所跡地の土壌を採取し調査を行った結果、直下の土壌からは国が定める基準を超える水銀（無機水銀）が検出されました。また、調査地から約100m離れた湧水の水質を調査した結果、水銀は検出されませんでした。

これらの結果を受け、新潟地方気象台では、現地の土壌の早急な原状回復に努めてまいります。

なお、本件につきましては新潟県、新発田市ほか関係機関とも相談しながら対処を進めております。

地域住民の方々をはじめ、皆様にご迷惑とご心配をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、今後真摯に対応してまいります。

（本件問い合わせ先）  
新潟地方気象台  
025-281-5871

## 旧二王子岳無線ロボット雨量観測所について

## 1 概要

新潟県新発田市田貝字田貝山に設置し（図1）、昭和32年から昭和42年まで雨量の観測を行っていました。



## 2 現地調査及び土壌調査、水質調査

気象庁では、平成26年4月より、全国の無線ロボット雨量観測所等跡地を対象に、空気湿電池の処置状況について調査を行っています。新潟地方气象台ではその一環として、平成26年11月6日、11月20日、平成27年6月8日の3回にわたり、旧二王子岳無線ロボット雨量観測所跡地の周辺を調査しました。その結果、図2及び図3に示す観測所跡地周辺で空気湿電池19個が投棄されていたことを確認しました。これら空気湿電池は全て撤去しています。

このことを受け、平成27年6月8日に、図3に示す空気湿電池の直下の4箇所の土壌調査を実施しました。その結果、4箇所全てで水銀（無機水銀）の「土壌溶出量（※1）」が国の基準を超過（0.0006～0.013mg/L）しました。なお、水銀の「土壌含有量（※1）」は国の基準以下でした。（比較のため、周辺1箇所の土壌についても調査を実施）

なお、平成 26 年 11 月 28 日に、図 2 に示す調査地から約 100m 離れた湧水の水質調査 (※ 2) を実施しましたが、水銀は検出されませんでした。

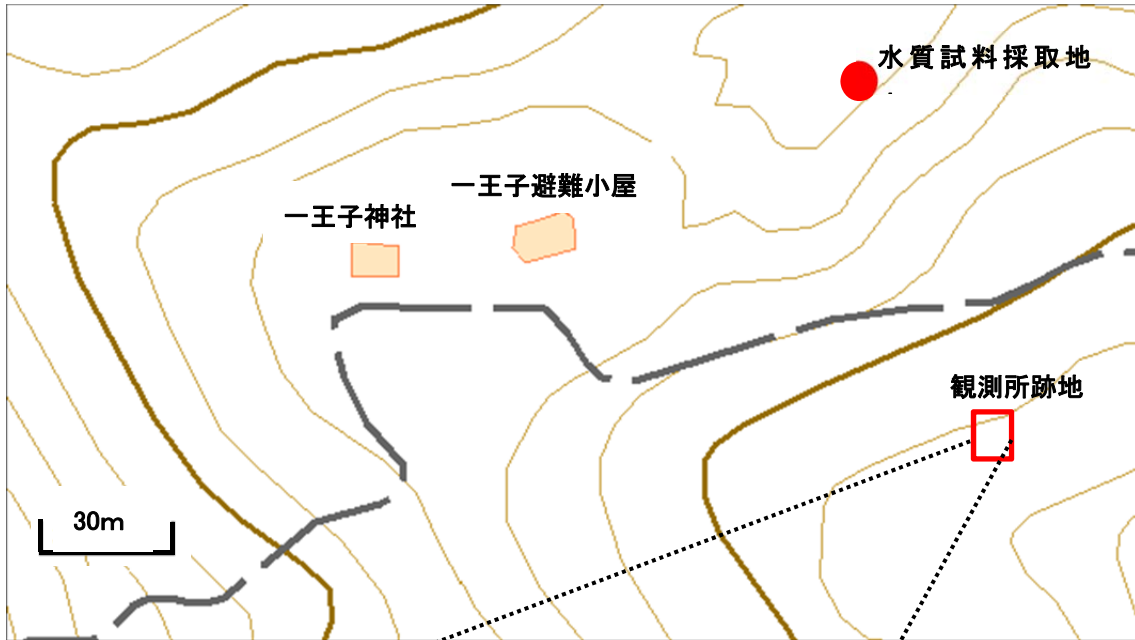


図 2 旧観測所跡地周辺図

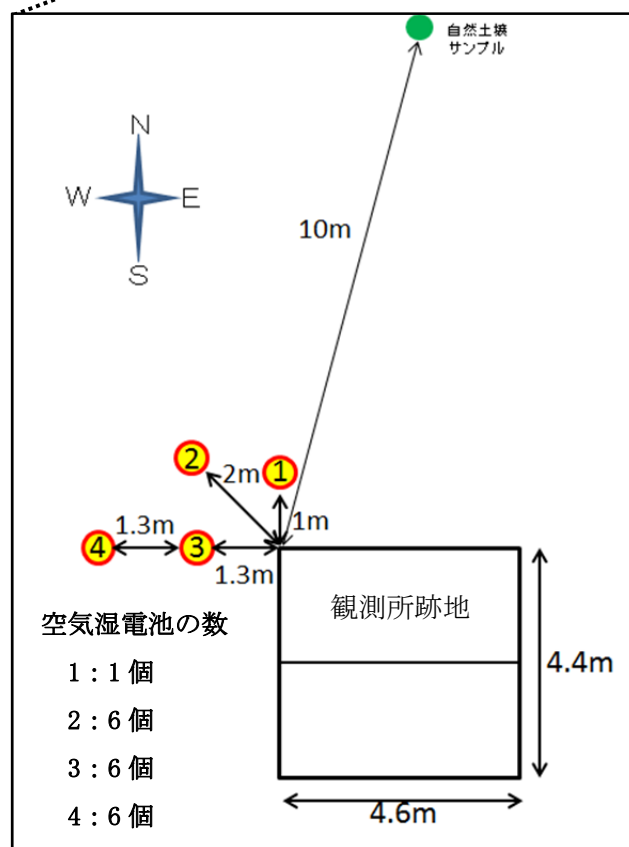


図 3 土壌試料採取地点 見取り図

(※1) 土壌の調査にあたっては、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）で定める基準を指標として準用しました。また、その測定方法については、同施行規則第6条第3項第4号及び同条第4項第2号の規定に基づく平成15年環境省告示第18号及び第19号で定める方法を準用しました。

土壌溶出量基準は、土壌汚染対策法施行規則別表第3に掲げる基準：0.0005mg/L 以下  
土壌含有量基準は、土壌汚染対策法施行規則別表第4に掲げる基準：15mg/kg 以下

(※2) 水質の調査にあたっては、環境基本法（平成5年法律第91条）第16条の規定に基づく昭和46年環境省告示第59号で定める基準値（水銀：0.0005mg/L 以下）及び測定方法を適用しました。

### 3 今後の対処

新潟県、新発田市及び関係機関と協議の上、再度の土壌調査を行い、国が定める基準を超える水銀を含む土壌の範囲を確定した上で、当該土壌の入れ替えを行います。

なお、土壌の入れ替えを実施するまでの間、当該土壌の飛散を防止するために、ブルーシートを敷設し応急的な対策を施しています。



写真 飛散防止のための応急処置の状況